

## 下水道事業受益者負担金減免基準(第7負担区)

対 象	減免率 (%)
1. 国、公立の学校および幼稚園用地	7 5
2. 国、公立社会福祉施設用地	7 5
3. 警察法務収用施設用地	7 5
4. 国、公立の一般庁舎用地	5 0
5. 国、公立の病院および診療施設用地	2 5
6. 有料の公務員宿舎用地	2 5
7. 国、地方公共団体がその企業の用に供している土地	2 5
8. 国、地方公共団体がその公共の用に供することを予定している土地	免除
9. 公の生活扶助を受けている受益者またはこれに準ずる特別の事情があると認められる受益者	免除
10. 事業のため土地、物件、労力、又は金銭を提供した受益者	管理者が認める率
11. 宗教法人法および墓地、埋葬等に関する法律による土地	—
(1) 墓地	免除
(2) 境内地	5 0
12. 私立学校法第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地	7 5
13. 社会福祉事業法第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地	7 5
14. 鉄道に係る土地	—
(1) 踏切	免除
(2) 線路敷	2 5
(3) 駅舎、プラットホーム	2 5
(4) 駅前広場	免除
15. 公道と同様に公共の用に供している私道	免除
16. 地区または町会所有の会館、集会所用地	免除
17. 国、地方公共団体が指定した文化財に係る土地	免除
18. 土地の状況により公共下水道施設による汚水等の排除が不可能な土地	免除
19. 管理者がその状況により特に減免する必要があると認めた土地	管理者が認める率